官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産六八四）　二
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局一、二）　二
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は沖縄へ行幸啓になる件（宮内庁五）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一六六）　二
○ソロモン諸島におけるイザベル州及びウェスタン州における学校給食を通じた栄養改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一六七）　二
○パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六八）　二
○マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六九）　二
○アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七〇）　三
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産六八五）　三
○保安林の指定をする件（同六八六～六九三）　四
〔国会事項〕
保障契約証明書の無効について（中国運輸局）　五
〔人事異動〕
内閣　福岡県　五
〔皇室事項〕
官庁事項　五
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一八）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三〇
会社その他　三一

法規的告示

○農林水産省告示第六百八十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
延岡家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県延岡市	延岡家畜市場　東臼杵郡市畜産農業協同組合連合会　宮崎県延岡市
小林地域家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県小林市	小林地域家畜市場　西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会　宮崎県小林市
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
児湯地域家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県児湯郡新富町	児湯地域家畜市場　児湯郡市畜産農業協同組合連合会　宮崎県児湯郡新富町

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月八日

関東信越厚生局長　武田　康久

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院	国立健康危機管理研究機構国立国府台医療センター	千葉県市川市国府台一丁目七番一号

○関東信越厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月八日

関東信越厚生局長　武田　康久

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター	東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号

その他告示

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、沖縄県において開催される沖縄国際海洋博覧会五十周年記念事業　企画展海―その望ましい未来を御覧、併せて地方事情を御視察のため、六月四日から同月五日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年五月八日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第百六十六号

令和七年三月二十五日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十四年八月十日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったアマソナス州地域開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年十二月二十日付けの口上書により令和七年三月三十一日まで延長された。）がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和八年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十七号

令和七年二月二十八日にホニアラで、ソロモン諸島におけるイザベル州及びウェスタン州における学校給食を通じた栄養改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　イザベル州及びウェスタン州における学校給食を通じた栄養改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千三百万円

3　署名者

日　本　側　樋口恵一在ソロモン大使

国際連合児童基金側　ジョナサン・ヴァイチ太平洋島嶼（しょ）国代表

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十八号

令和六年九月十七日にアスンシオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は令和七年二月十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　中谷好江在パラグアイ大使

パラグアイ側　ルベン・ラミレス・レスカノ外務大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十九号

令和六年七月十六日に東京で、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　署名者

日　本　側　柘植芳文外務副大臣

マーシャル側　カラニ・ラドフォード・カネコ外務・貿易大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十号

令和六年七月十六日に東京で、アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億千六百万円

3　贈与の供与期限　令和七年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　柘植芳文外務副大臣

マーシャル側　カラニ・ラドフォード・カネコ外務・貿易大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第六百八十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一～五　（略）	一～五　（略）
六　秋冬さといも	六　秋冬さといも
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
（削る。）	岐阜県各務原市
（略）	（略）
七　（略）	七　（略）
八　夏だいこん	八　夏だいこん
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
大樹	網走
北海道広尾郡大樹町	北海道網走市
（略）	（略）
九　秋冬だいこん	九　秋冬だいこん
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
（削る。）	宇陀桜井
（削る。）	奈良県桜井市、宇陀市及び宇陀郡御杖村
（略）	（略）
十　（略）	十　（略）
十一　夏秋トマト	十一　夏秋トマト
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
静内	静内
北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
十二　冬春トマト	十二　冬春トマト
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
静内	静内
北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
長生	長生
千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町	千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町
（略）	（略）
十三　夏秋なす	十三　夏秋なす
野菜指定産地名	野菜指定産地名
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
十　（略）	
十一　夏秋トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
十二　冬春トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
長生	千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町
（略）	（略）
十三　夏秋なす	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
大津	熊本県菊池郡大津町
（略）	（略）
十　（略）	
十一　夏秋トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道新冠郡及び日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
十二　冬春トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道新冠郡及び日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
長生	千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町及び長柄町
（略）	（略）
境	茨城県猿島郡境町
（略）	（略）
十三　夏秋なす	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（略）	新潟市北
（略）	新潟県新潟市北区

十四　冬春なす	
野菜指定産地名	区域
はが野	栃木県真岡市並びに芳賀郡益子町及び市貝町
（略）	（略）

十五～二十五　（略）

二十六　冬春ピーマン	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
志布志	鹿児島県鹿屋市のうち旧輝北町の区域、曽於市、志布志市及び曽於郡
（略）	（略）

二十七・二十八　（略）

二十九　夏秋レタス	
野菜指定産地名	区域
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

三十　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字沢谷下二一の一（次の図に示す部分に限る。）、二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢谷下二二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

十四　冬春なす	
野菜指定産地名	区域
はが野	栃木県真岡市及び芳賀郡
（略）	（略）

十五～二十五　（略）

二十六　冬春ピーマン	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
志布志	鹿児島県鹿屋市のうち旧輝北町の区域、志布志市及び曽於郡
（略）	（略）

二十七・二十八　（略）

二十九　夏秋レタス	
野菜指定産地名	区域
胆振西部	北海道伊達市のうち旧伊達市の区域
（略）	（略）

三十　（略）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ上一六七三（次の図に示す部分に限る。）、一六七一、一六七四の二、字西浴一一四二五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山口県岩国市美和町北中山字西ノ上一六七四の二（次の図に示す部分に限る。）、一六七一、一六七三、一六七五の三、一六七六の一、字西浴一一四二四から一一四二七まで、本郷町本谷字迫垣内八四〇、八四一、字黒滝一〇四六五の一、一〇四六五の四、字背戸一〇五〇九、字兼ケ迫一〇五二四の一、字金迫一一五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ上一六七三（次の図に示す部分に限る。）、一六七一、一六七四の二、字西浴一一四二五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山口県山口市陶字郷一〇九四三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字尾藪四〇二九・四〇三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字熊野谷五五六六の一、五五六六の二、字萩峠五五六七の二、五五六八の二、五五六九、五五七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県三次市畠敷町字二本松一〇〇七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八八、一〇〇九三の一、一〇〇九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町上里原字赤名谷下平乙五一四四、乙五一四五、五一四六、五一五〇、五一五一の一、五一五三、五一五四、五一五九、五一六〇、五一六三、五一六四、五一六六、字赤名谷上平五一八五、五一九九、五二〇九、五二一二の二、五二一三の二、五二一七、甲五二二〇、乙五二二〇、甲五二二二の一、乙五二二二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県三次市君田町東入君字大番ノ木一〇七九二の五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書（山井和則提出）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　平　将明
内閣府特命担当大臣城内実帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を免ずる（以上五月一日）

福岡県

新　（副知事）　旧　江口　勝
（副知事）　生嶋　亮介
（企業管理者）　野田　和孝
（以上四月二十八日）

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が先に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月八日

中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK—CG—25—000022	第八十八親力丸	133637	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の沖縄県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　六月四日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
那覇空港御着
沖縄平和祈念堂
国立沖縄戦没者墓苑
平和の礎
沖縄県平和祈念資料館
お泊所　ザ・ナハテラス
第二日　六月五日
小桜の塔
対馬丸記念館
ザ・ナハテラス
国営沖縄記念公園首里城地区
那覇空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

なお、愛子内親王殿下を御同伴になる。

御祝電

天皇陛下は、ポーランドの憲法記念日につき、五月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

ＢＫ－ＣＧ－25－000023	第三十六親力丸	134805	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日
ＢＫ－ＣＧ－25－000024	第七十八親力丸	135514	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日
ＢＫ－ＣＧ－25－000025	おやりき	134401	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日
ＢＫ－ＣＧ－25－000026	第十八親力丸	144775	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人牧島聡は願により公証人を免ぜられた。

吉田克久は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人牧島聡の後任を命ぜられた。（以上四月二十四日）（法務省）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月８日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中国スタッド工業　國吉　和夫　広島県広島市安佐南区川内６－６－４　国土交通大臣許可（般－２）第27789号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び破産手続廃止

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０１０号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社カワセミ
代表清算人　江田　雄二
１　決定年月日　令和７年４月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
代表清算人　江田　雄二
１　決定年月日　令和７年４月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００１号
川崎市宮前区犬蔵２丁目３番47―２
清算株式会社　株式会社調剤経営研究所
代表清算人　濱田　秀美
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

共有物の管理に係る裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tohogas.co.jp/grp_koukoku/03tohoekika/

（乙）https://www.tohogas.co.jp/grp_koukoku/49minatoya/

令和七年五月八日

名古屋市熱田区桜田町一九番一八号

（甲）東邦液化ガス株式会社

代表取締役　古山　義洋

岐阜県中津川市落合八三七番地の五

（乙）株式会社みなとや

代表取締役　岡本　喜友

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十二日

掲載頁　一一二頁（号外第一九六号）

（乙・丙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　八十頁（号外第三十号）

令和七年五月八日

名古屋市中区錦二丁目二〇番一五号

広小路クロスタワー一三階

（甲）株式会社ＷｅｅＡｒｅ

代表取締役　横田　馨

名古屋市中区丸の内二―一六―三

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（乙）株式会社Ｃｌｅｄｕ

代表取締役　大西　健斗

名古屋市中区丸の内二丁目一六番三号

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（丙）株式会社クリエイト

代表取締役　大西　健斗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.zetta-pc.co.jp/ir

（乙）http://www.d-rent.site/ir

令和七年五月八日

京都市中京区壬生坊城町一番地の一

（甲）ゼタ株式会社

代表取締役　大中　忠生

大阪府摂津市鳥飼西四丁目一五番八号

（乙）レント株式会社

代表取締役　大中　忠生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遺伝子解析サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　二十四頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月八日

東京都港区芝五丁目二九番一一号Ｇ―ＢＡＳＥ田町　（甲）株式会社ジーンクエスト

代表取締役　岩田　修

東京都港区芝五丁目二九番一一号

（乙）株式会社ユーグレナ

代表取締役　出雲　充

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシステム開発及びクリニック運営にかかる事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　八十一頁（号外第九十一号）

令和七年五月八日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一六番四号野村不動産渋谷道玄坂ビル二階

（甲）メドリング株式会社

代表取締役　安部　一真

東京都渋谷区道玄坂二丁目一六番四号野村不動産渋谷道玄坂ビル二階

（乙）ＭｅｄＧｌｏｂａｌ株式会社

代表取締役　安部　一真

吸収分割公告

株式会社ジーネット（甲）は、吸収分割によりフルサト工業株式会社（乙）に対して、甲の住設システム事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は、令和七年七月一日であり、甲は会社法七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに分割を決定しており、乙の株主総会の承認決議は令和七年六月九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）https://g-net.co.jp/e-public-notice

（乙）https://www.furusato.co.jp/e-public-notice.html

令和七年五月八日

大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番一〇号

（甲）株式会社ジーネット

代表取締役　古里　龍平

大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番一〇号

（乙）フルサト工業株式会社

代表取締役　古里　龍平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社アルファー事業開発社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

栃木県宇都宮市東峰町三〇二九番地一三〇

合同会社アルファー事業開発社

代表社員　田原　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

埼玉県川口市中青木一―五―一九

昂徳心フードサービス合同会社

代表社員　登尾　純子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都品川区平塚二丁目四番二六号リビオメゾン戸越銀座一〇〇四

合同会社スターセールズ

代表社員　中野翔太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

新潟県糸魚川市中央二丁目三番三号

合名会社野口商会

代表社員　野口　泰透

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

大阪市浪速区恵美須東一―一五―一―三〇一

合同会社弥弥

代表社員　髙岡　由美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社蓬莱自動車とします。

効力発生日は令和七年六月十四日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年四月十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、令和七年六月十二日までにお申し出下さい。

令和七年五月八日

和歌山県新宮市田鶴原町一丁目一番一八号

合資会社蓬莱自動車工作所

代表社員　久保　正彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は成弥コーポレーション株式会社とします。

効力発生日は令和七年六月十四日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月九日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

福岡市中央区梅光園二丁目四番一五号
成弥コーポレーション合同会社
代表社員　宮川弥須子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万九千八百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月七日
掲載頁　二十五頁

令和七年五月八日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目七番地神田カドウチビル三階　株式会社カミナシ
代表取締役　諸岡　裕人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億四千九百九十九万九千八百五十円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月八日

東京都港区虎ノ門二丁目二番地一号住友不動産虎ノ門タワー一九階
株式会社ジャパンM＆Aインキュベーション
代表取締役　坂本　拓馬

準備金の額の減少公告

当会社は、株式会社ＺＥＮ　ＤＡＸを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十一日
掲載頁　八十九頁（号外第五十九号）

令和七年五月八日

静岡県磐田市高見丘一二一八番地
ゼンウェル・オーダード株式会社
代表取締役　鈴木弥一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月八日

千葉県袖ケ浦市三ツ作一四二九番地
株式会社シバサキ建設
代表取締役　柴崎　隼樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月八日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一四号
株式会社ライト
代表取締役　加藤　一也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月八日

大阪市平野区瓜破五丁目一番三六号
第一薬工販売株式会社
代表取締役　黒田　嘉男

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月十五日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月八日

大阪市西淀川区柏里二丁目一三番二〇号
光銘板株式会社
代表取締役　段上　隆俊

任意清算公告

当社は、令和七年四月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

沖縄県沖縄市比屋根一丁目九番八号
合資会社ハンセン商事
代表社員　楊　政康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/a4jpma.html

令和七年五月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階
A4JP Minami Aoyama特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億三千八百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外六十九号七十八頁に掲載されています。

令和七年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社
取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号
日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）
清算人　井原　加恵

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六	四	八～九	第四次初等教育開発計画のため	バングラデシュ人民共和国政府に対する

令和七年二月五日外務省告示第六十二号（バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）